

第2回(2012年度)司法試験予備試験短答式試験についてのアンケート
実施期間 2012.5.20~2012.6.8、総回答数 111通

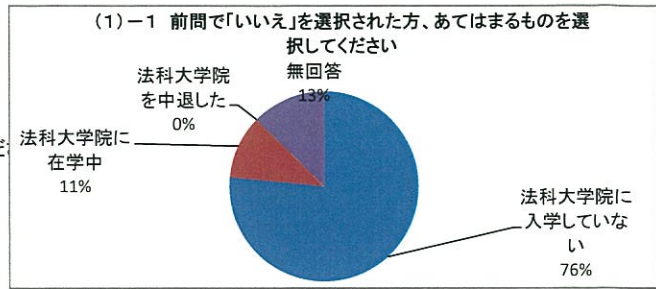
1 法科大学院の終了の有無

(1) あなたは法科大学院を卒業しましたか。

はい	5
いいえ	106

(1)ー1 前問で「いいえ」を選択された方、あてはまるものを選択してください

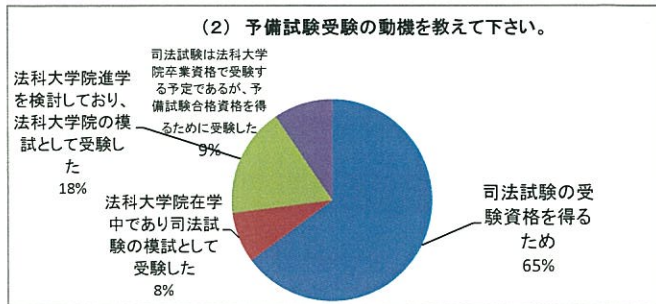
法科大学院に入学していない	85
法科大学院に在学中	12
法科大学院を中退した	0
無回答	14



2 予備試験受験の動機(複数回答可)

(2) 予備試験受験の動機を教えてください。

司法試験の受験資格を得るため	48
法科大学院在学中であり司法試験の模試として受験した	6
法科大学院進学を検討しており、法科大学院の模試として受験した	13
司法試験は法科大学院卒業資格で受験する予定であるが、予備試験合格資格を得るために受験した	7

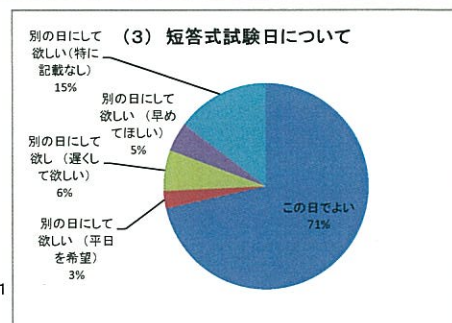


3 日程等について

(3) 短答式試験日について

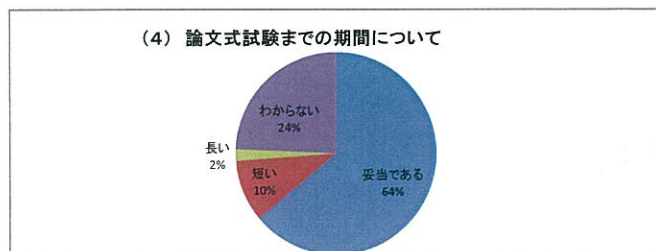
この日でよい	78
別の日にしたい(平日を希望)	3
別の日にしたい(遅くしてほしい)	7
別の日にしたい(早めてほしい)	5
別の日にしたい(特に記載なし)	16
その他	2

公務員試験に重ならないようにしてほしい 1
日弁連の適性試験との間にもう少し期間が欲しい 1



(4) 論文式試験までの期間について

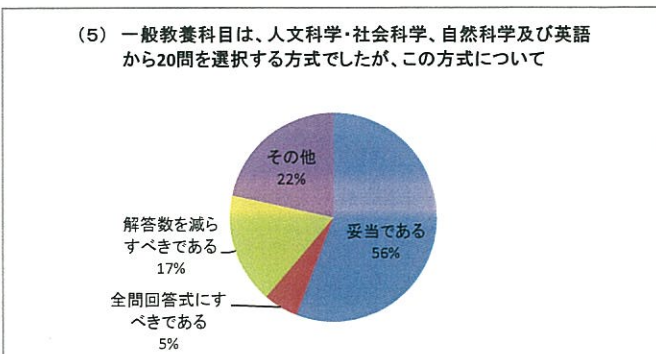
妥当である	71
短い	11
長い	2
わからない	27



4 一般教養科目について

(5) 一般教養科目は、人文科学・社会科学、自然科学及び英語から20問を選択する方式でしたが、この方式について

妥当である	62
全問回答式にすべきである	6
解答数を減らすべきである	19
その他	24

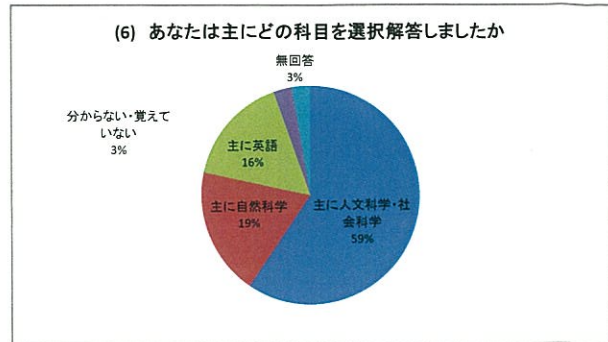


(5) 一般教養科目は、人文科学・社会科学、自然科学及び英語から20問を選択する方式でしたが、この方式について(その他記載)

- ・一般教養科目は廃止すべき、英語など忘れてる。若年層に有利であり、年長者に不利。不公平。
- ・不要と思われます。法科大学院生にもその様な教養はありません。
- ・英語をなくすべきである
- ・一般教養は、本当の教養？か疑わしく、法務大臣の認める大学卒業生、成績証明書等で、教養は外す特例を実施すべきであり、大学受験から、遠く年代の者には不利なので、そうした中止の方向に向い、オープンな門戸にこだわらなくて良い
- ・廃止すべき、これらの出題で、教養の有無は測定(?)できない
- ・一般教養は不要。法科大学院卒業程度か否かを見るとするなら、法科大学院の入試、授業内容にないものは無意味のはず！！
- ・外国語が英語のみというのは疑問、英語を全く選択しなくても良いので問題はないが、他の外国語ができる人には不公平
- ・そもそも不要
- ・この科目自体いらぬ
- ・教養科目は不要と考える
- ・一般教養というロースクールで要求されない科目が予備試験の科目に含まれること自体おかしい。科目ごとなくすべき
- ・一般教養科目自体不要だと思います
- ・このポジションを選択科目として、一般教の他に破・労・知などの科目を加えるべき
- ・一般教養試験を廃止すべきである
- ・廃止すべきである
- ・一般教養科目をなくすべきだ
- ・厳し過ぎる。法律科目と同じ、配点にしてほしい
- ・法曹人として必要な内容にして欲しい

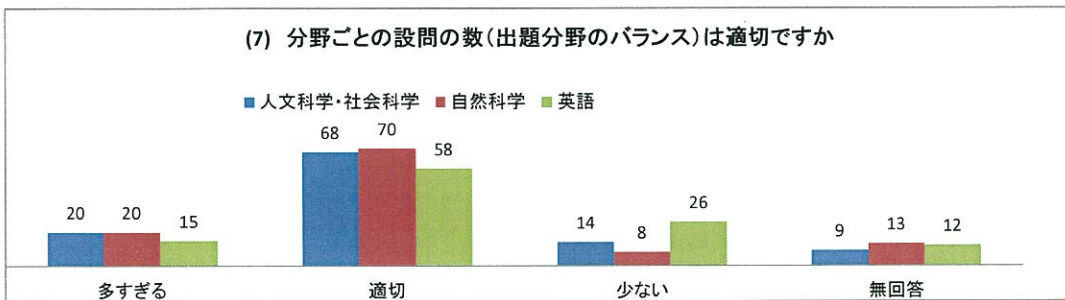
(6) あなたは主にどの科目を選択解答しましたか

主に人文科学・社会科学	66
主に自然科学	21
主に英語	18
分からない・覚えていない	3
無回答	3



(7) 分野ごとの設問の数(出題分野のバランス)は適切ですか

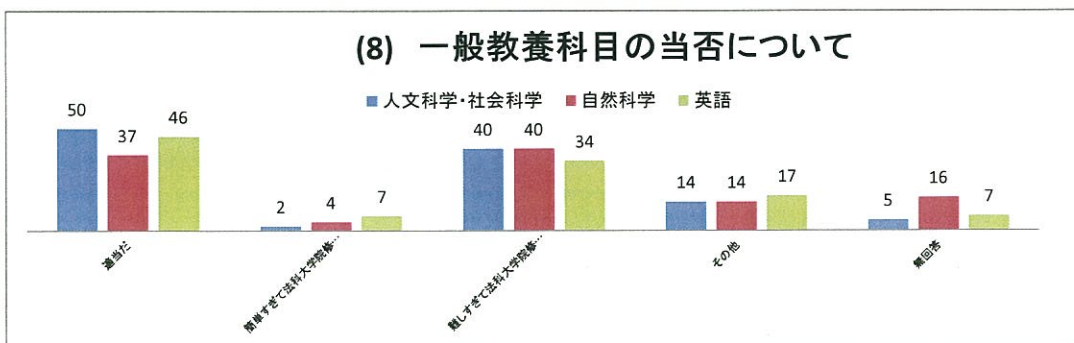
	多すぎる	適切	少ない	無回答
人文科学・社会科学	20	68	14	9
自然科学	20	70	8	13
英語	15	58	26	12



(8) 一般教養科目の当否について

	適当だ	難しすぎて法科大学院修了認定者に役に立たない	難しすぎて法科大学院修了者認定に役に立たない	その他	無回答
人文科学・社会科学	50	2	40	14	5
自然科学	37	4	40	14	16
英語	46	7	34	17	7

(8)① 今回問われた知識・能力は、法科大学院過程修了者と同等の教養を有することを判定するためのものとして適切だと思いましたか。該当するところに○をお書き込み下さい。



8-① 人文科学・社会科学 その他

- ・一般教養は必要ないと思う。
- ・教養科目の必要性が不明
- ・総じて、出題者の教養を疑う
- ・法科大学院課程修了者と同等の教養をあの試験では適切にはかれない
- ・文学、歴史、地理…と難易度にばらつきが大きい
- ・いずれも法科大学院修了者が知識を備えているとは思えず、全て不要だと思います。一般教養自体が無意味です
- ・法科大学院の入学卒業にあたり一般教養科目の修得が要件とされていない以上、修了者と同様の教養を有するか否かを判定することはできない。
- ・不要

8-① 自然科学 その他

- ・選択していないのか分からない。
- ・教養科目の必要性が不明
- ・文系なのでわからない
- ・総じて、出題者の教養を疑う
- ・法科大学院課程修了者と同等の教養をあの試験では適切にはかれない
- ・いずれも法科大学院修了者が知識を備えているとは思えず、全て不要だと思います。一般教養自体が無意味です
- ・法科大学院の入学卒業にあたり一般教養科目の修得が要件とされていない以上、修了者と同様の教養を有するか否かを判定することはできない。
- ・不要

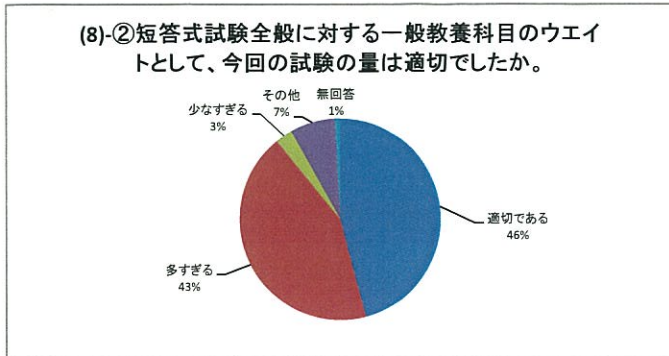
8-① 英語 その他

- ・特に必要ないと感じた。
- ・教養科目の必要性が不明
- ・丁度良い
- ・総じて、出題者の教養を疑う
- ・英語のみというのは不適切
- ・不明
- ・いずれも法科大学院修了者が知識を備えているとは思えず、全て不要だと思います。一般教養自体が無意味です
- ・法科大学院の入学卒業にあたり一般教養科目の修得が要件とされていない以上、修了者と同様の教養を有するか否かを判定することはできない。
- ・不要

(8)-②短答式試験全般に対する一般教養科目のウエイトとして、今回の試験の量は適切でしたか。

適切である	51
多すぎる	48
少なすぎる	3
その他	8
無回答	1

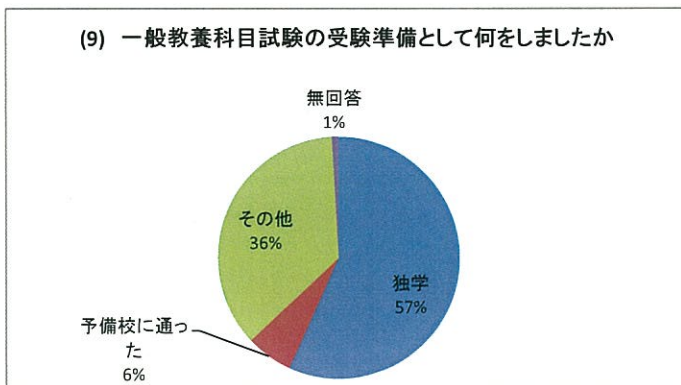
他の科目の分量と比べて多すぎる



(9) 一般教養科目試験の受験準備として何をしましたか

独学	63
予備校に通った	7
その他	40
無回答	1

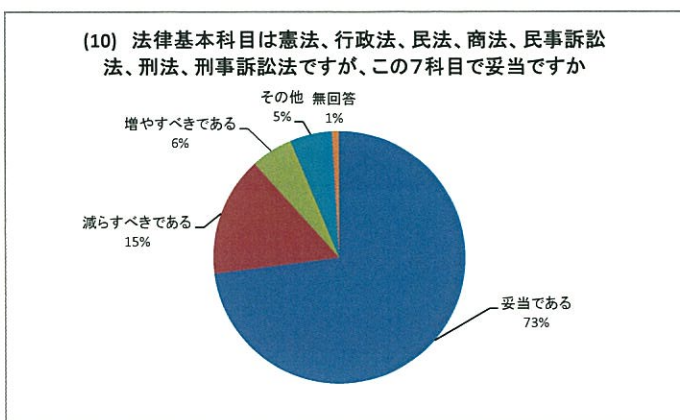
何もしていない(16)、出題分野が広すぎて何をしたらいいのやらと考えているうちに月日がたちました(1)、辰巳の直前テープ(1)、友人同士でゼミを行った(1)、不要・廃止すべきだと思っている(1)、結果的に何も準備していないに等しいように思えた。(1)、やりようがない(1)、法律科目の準備で手いっぱい(1)



5 法律基本科目について

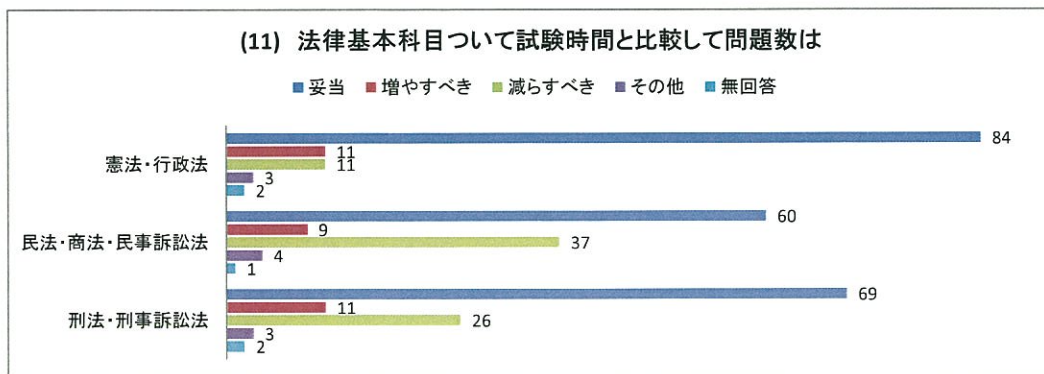
(10) 法律基本科目は憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法ですが、この7科目で妥当ですか

妥当である	81	
減らすべきである →減らすべき科目は()	17	行政法17 商法8 民事訴訟法4 刑事訴訟法4 民法
増やすべきである →加えて欲しい科目は()	6	国際法2 労働法 破産法 刑法、刑事訴訟法と講学上、同等の位置づけで刑事政策を課すべきである。 もう少し科目を増やしてバランス良くして欲しい。 経済法か労働法等。
他の科目と入れ替えるべきである	0	
その他 ()	6	教養科目を無くして、司法試験の選択科目である。国際公法、同私法、労働法を同じく、選択科目或いはその他法科目として導入すべきである。
無回答	1	



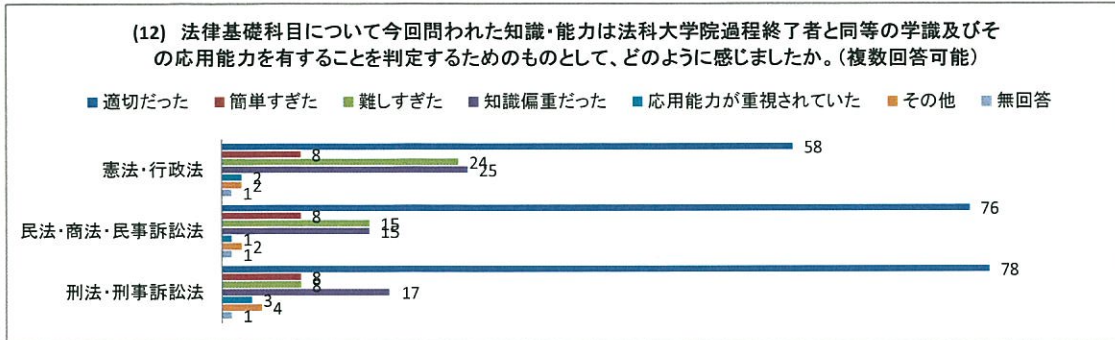
(11) 法律基本科目について試験時間と比較して問題数は

	妥当	増やすべき	減らすべき	その他	無回答	
憲法・行政法	84	11	11	3	2	その他(バランス良くすべき)
民法・商法・民事訴訟法	60	9	37	4	1	その他(バランス良くすべき、時間足りず)
刑法・刑事訴訟法	69	11	26	3	2	その他(バランス良くすべき)



(12) 法律基礎科目について今回問われた知識・能力は法科大学院過程終了者と同等の学識及びその応用能力を有することを判定するためのものとして、どのように感じましたか。(複数回答可能)

	適切だった	簡単すぎた	難しすぎた	知識偏重だった	応用能力が重視されていた	その他	無回答
憲法・行政法	58	8	24	25	2	2	1
民法・商法・民事訴訟法	76	8	15	15	1	2	1
刑法・刑事訴訟法	78	8	8	17	3	4	1



(12) 憲法・行政法(その他自由記載)

- ・脊髄反射的な速読力が必要だった
- ・基礎ができれば、合格点がとれる内容にすべき、特に憲法
- ・LS修了者がどの程度か知らない
- ・法科大学院で学んだことと大きくかけ離れていた。
- ・運に左右されるのはいかがかと
- ・予備の段階では組み合わせ等、得点しやすい形式にして欲しい

(12) 民法・商法・民事訴訟法(その他自由記載)

- ・脊髄反射的な速読力が必要だった
- ・LS修了者がどの程度か知らない
- ・数問ですが、細かすぎる知識を聞く問題があるように思いました
- ・もう少し、実務に直結した問題を出すべき。
- ・時間が足りない
- ・民法の強制履行についての問題は民事執行法の知識が必要で難しい
- ・設問が口説い

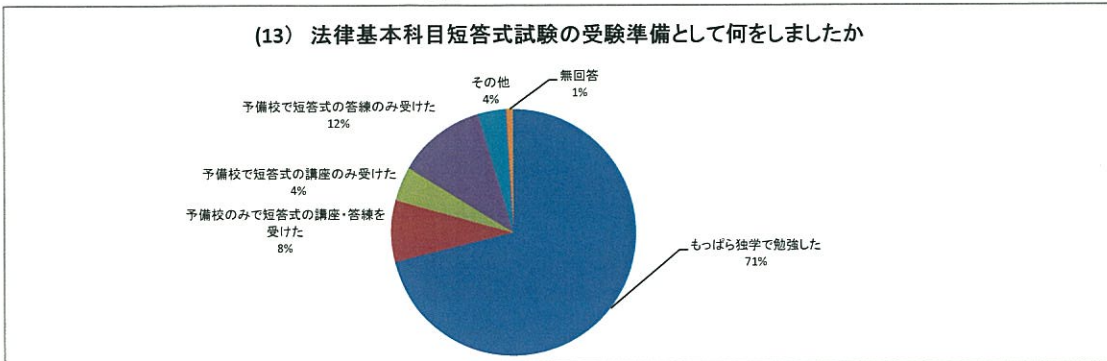
(12) 刑法・刑事訴訟法(その他自由記載)

- ・脊髄反射的な速読力が必要だった
- ・LS修了者がどの程度か知らない
- ・特に問題はない。
- ・時間が足りない
- ・設問が口説い
- ・設問数が時間に対してきびしいので難しくなっている

(13) 法律基本科目短答式試験の受験準備として何をしましたか

もっぱら独学で勉強した	79
予備校のみで短答式の講座・答練を受けた	9
予備校で短答式の講座のみを受けた	5
予備校で短答式の答練のみを受けた	13
その他	4
無回答	1

予備校の模試2回受験
 予備校で短答の直前講座と模試を受けた
 行政法、会社法、手形法のみ基礎講座を受けあとは短答問題集を解いた
 ゼミを組んで



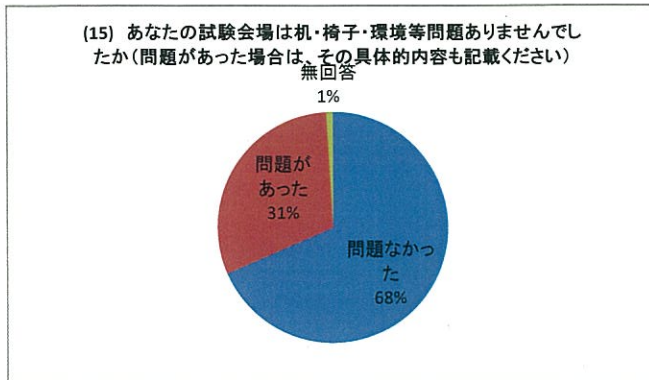
6 試験会場等について

(14) あなたの試験地はどちらですか

札幌又はその周辺	0
仙台市	0
東京都	110
名古屋市	0
大阪府	0
広島市	0
福岡市	0
無回答	1

(15) あなたの試験会場は机・椅子・環境等問題ありませんでしたか(問題があった場合は、その具体的内容も記載ください)

問題なかった	76
問題があった	34
無回答	1



(16) 試験監督などについてご意見がありましたらお書きください

- ・とくに問題視すべきような事項は体験しなかった。問題配布の際に会釈をしながら渡してくれる監督者がいて感銘を受けたということくらい。帰りがけに受験生の労をねぎらう言葉を掛けていた監督者もいて、そのことにも感銘を受けた。
- ・部屋が暑ければ冷房を入れる、窓を開けるなどの臨機応変な措置をとってほしい。息苦しい部屋でみんな汗をかきながら問題を解くことになって大変だった。
- 事前にするなり、会場の外でしてほしい。
- ・毎回の試験開始前の注意事項の読み上げはナンセンス。10分前着席で十分。
- ・神経質になりすぎている
- ・携帯電話等による不正があり(大学入試)、試験監督が厳しくなったと思う。また、実際に試験を受けていると、体調不良でも試験時間の短さからほぼすべての受験生がトイレ等の申し出を控えていると思われるので、試験の不正受験の前に、受験生の健康への配慮がされてしかるべきである。
- ・冷房等対策の膝掛け、マフラー、上着を毎回チェックされて、別に不愉快とまではいかないけど、カンニングする子ども扱いかよ、と思う...
- ・途中退室時のチェックが長い。
- ・私は明治大学の第1試験場2階の試験室で受験しましたが、試験監督の方は、受験生との接し方もとても丁寧で、アナウンスも分かりやすく、素晴らしかったです。(私も、これまで各種の国家試験や公益法人等が主催する試験を受験してきましたが、今回の試験監督の方々は、今まで一番良かったです)。
- ・騒々しい
- ・出来るだけ、ひとところに立ち止まらずに監督をしていただきたいと思います。
ある程度は仕方ないと思いますが、試験中は20~30秒程度でも横に立っていられると気になって集中が途切れてしまいます。
監督するときは、出来るだけ立ち止まらずに、ゆっくりでもいいので、歩きながら監督をしていただきたいです。そして、立ち止まって監督するときは、後方等、出来るだけ視界に入らない場所をお願いしたいと思います。
- ・横の席とのスペースがあまりなく、窮屈に感じた。
- ・適切だった
- ・良かった
- ・アルバイトをどこから連れて来たのか？本部から何を言われて来たのか？後に座っている人もよく監督すべきだ。
- ・ハンカチ、ティッシュまでポケットから出す必要はないと思う。
- ・他教室に比べて答案用紙回収後確認に多大な時間を要したので、その分休み時間が少なくなり、不利だった。
- ・見回り時に集中できない。
- ・試験中に、小言をいつも監督同士で話しているのはやめて欲しい。
- ・一人問題文回収してしまう人がいらいらした
- ・同じ注意を何回もしなくていいと思った。
- ・法務者の役人が、監督(補助)員になっていると思うが、①ネールしていた女性職員、②黒板を背に全く不つりあいの浮かれたみともない笑い顔で、教室奥の人とエールを送っていた、③細かすぎる指摘(ティッシュペーパーの中身の紙まで、別の二人が私のものを調べていた)、受験会場は真剣勝負の為、こんな女性職員(30代後半か?)は即刻会場から退場すべき。とにかく、5/20の監督員のことを思うと、後日必ず司法試験合格する気になった！
- ・とてもよく頑張っていた
- ・なれていない感じがした。暑かった。
- ・特にない。(試験時間中にトイレに行ったが親切に誘導してくれた)
- ・机上に空の封筒があるだけでもうるさく注意して回る監督員は閉口する
- ・余りに近辺をウロウロされたので気分が悪かった。
- ・人数いる割に拳手などに気付かず対応も悪く、音が出る時計の持ち込み禁止といいながら何人もいて特に対応もされていないようだった。(教室により違うのかもしれないが…。完全に人的要因な気が…。)
- ・昨年より人数が少ない上にカンニング対策も減っている(廊下の立ち人数減少)のは多少場当たりの
- ・マニュアルを理解できていない様子で、まごついていた。
- ・試験開始直後のやりとりがうるさかった。
- ・おおむね良
- ・問題なし
- ・試験中に、ヒソヒソ話している人がいて非常に腹が立ちました。
- ・写真のチェック(本人確認)によって試験の思考が妨げられる
- ・説明がしつこく、口説い。
- ・かばんをイスでなく机の下に置く、ティッシュは袋から出して置く、などは個別に伝えるのではなく、全体にマイクで知らせてほしい。伝達にばらつきがあるため。時間を計るのがタイマーになっていて、公平だと感じた。
- ・監督官が遅刻についての情報が足りなく、試験前説明に遅刻しただけで遅刻宣告され、外に出されてしまっていた。ただその後、その間違えを主監督官に指摘され、あわてて連れもどされた。もどれたのは試験開始ぎりぎりだった。
- ・細かすぎる
- ・私の試験室の試験監督はみなさん受験生に気をつけてくださいました。感謝しております。
- ・試験開始直後に、打ち合わせをするのは、やめてほしい。

- ・マイク等を音量を上げ、てきせつに案内して欲しい
- ・紙の本は良いのに、電子書籍は(ipad)ダメというのはオカシイ
- ・一般教養の注意事項(選択のマークを忘れないこと)を念押しして下さい、親切でした。
- ・概ね妥当か
- ・解答用紙への記入を促すのが遅すぎる(5分前くらい)
- ・特にありません。良くやっていたと思います。

(17) その他予備試験についてご意見がありましたらお書きください

・経済的事情等で法科大学院を経由できない人を対象とする制度なのに、法科大学院の在学生在が受験できるのはいかにもおかしい。しかも、法科大学院の教員で「国営の模擬試験なので受験するように」と学生を唆している人までいるが、制度の趣旨を潜脱するような目的での受験は出来ないように受験要件を本来的なものに絞って厳格化して欲しい。具体的には、少なくとも「出願時点で法科大学院に在籍していないこと」を要件とすべきです(こうしても法科大学院新1年生の受験は排除できないので、「受験時に法科大学院在学の者は受験資格を失う」とするのが次に課すべき要件でしょう)。現状のままでは、予備試験を受験しなくても受験資格をほぼ自動で取得できる法科大学院生のやりたい放題で、本来対象であるはずの受験層にとってますます突破の厳しい試験制度になってしまう。

・旧試験の短答式は問題の質が違っていたということもあろうが、1問につき3分掛けても見直しの余裕があった。予備試験では2分も掛けていたら見直しができない。いきおい、瞬発的な判断で解答できるような平易な内容になっていると思われるが、法科大学院修了相当という能力判定として、そのような出題内容で十分であるのか、再度検討してもらいたい。現在よりも時間を掛けて、その代わりに思考力を問われる出題こそが法科大学院修了認定という試験目的に適合するのではないだろうか。

・より大きな視点で書くと、予備試験を新司法試験と並行する形に格上げ(もちろん名称は「予備」ではなくなる)した上で、第2の法曹ルートとするか、あるいは予備試験を廃止した上で法科大学院修了要件を司法試験受験の要件から外すことも考えるべきである。後者は多くの試験関係者がすでに述べていることであるが、司法試験受験に関して法科大学院教育の役割が形骸化しているのであれば、そのような流れとなってもやむをえないと思う。それでも法科大学院制度を維持するというのであれば、法科大学院の教育内容に合わせる形で司法試験の方をいじらざるをえないことになる。

一般教養科目試験の受験準備として何をしましたか・・・「独学+大学理系卒、予備校は一切利用なし」
法律基本科目は憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法ですが、この7科目で妥当ですか・・・
「減らすべきである。下の回答の補足で、商法は会社法のみにするべき」
法律基本科目について、試験時間と比較して問題数はいかがでしたか
民法・商法・民事訴訟法・・・「減らすべき。公法・刑法系と同じように小計点を60点に合わせるべき」
刑法・刑事訴訟法・・・「問題数は妥当だが試験時間を延ばすべき」

・司法試験は年に1回としても、その受験資格としての予備試験は年に何回か実施するのも良いのかと感じました。選抜というよりは、資格として、何点以上が合格で、年に2から3回あるというかたちです。

・予備試験の合格者を増やしてほしい。合格者を少なくすることに何の意味があるのか。法科大学院に行けないものは法科大学院をそつぎょうしたものよりもずっと優れていなければ本試験を受けられないというのは不公平だと思う。結局は、金銭的に余裕があるものは本試験を簡単に受けることができるのに金銭的に余裕がなくて法科大学院にいけなかったものは切り捨てる制度だと思う。

・借り主を保護すると言って、高い利率を搾取した貸金業法43条。
多様な人材を確保すると言って、時間が有り且つ高額な授業料を払えるもののみが入学できる法科大学院制度。
どちらも「でたらめな」制度である。

・実際に、法科大学院課程修了者が何点取れるのか、検証してほしい。

・一般教養の外国語で、フランス語、中国語の選択も可能にして欲しい。

・もう少し基本の問題を多めにして合格率を挙げてほしい

・当日の日で、休憩時間が長すぎると感じた。

先ほど述べたが、当日の天気はさほど暑くはなかったにもかかわらず、室温はかなり高く、最近の天候の激しさから考えて、冷房使用を検討すべきと感じた。

・幅広い層から受からせてほしい。口述をなくしてほしい。

・年2回開催にしてほしい。どうしても外せない出張とか重なると困る

・短答のみでいい。一般教養や弁護士倫理もいらぬ。当たり前の内容を、当たり前前に解ける程度で予備試験はいいと思う。そもそも予備試験なんていらぬ。司法試験とは、誰でも何回でも1回の試験(一週間程度の)で合格できるものにすべきだと思う。現在の新司のように1日だけ短答にして、ふるいにかけて採点しやすく数をしぼる、あとは論文。口述はなし。が良い。しかし、短答はその日のうちに合否を教えてあげるべき。そうすれば落ちているのに論文受けるムダがなくて良い。合格ライン(短答)は上から何人ではなく、例えば65%以上の正答率とかにすべき。そしてその方式で年3回ぐらい司法試験をやるべき。一度落ちてまた来年ではなく、今年中にまた受けられる方が、受験生の人生がムダにならなくてよい。

・一般教養科目はない方がいい。明大和泉校舎、出口にて、受験生にもまれながら、このアンケートを配っていた弁護士の方々を見て弁護士になってからも、受験生のことを考えて下さる方がいるのかと、びっくり致しました。受験生のためにご尽力下さり、ありがとうございます。

・一般教養は廃止すべし！大卒で、さらに一般教養とはヘン！いったい大学は何なのか！？一般教養科目のウエイトが多すぎる。現役有制を作出したかったとしか思えない。

・短答式、論文式、口述式試験それぞれの目的が、論文式試験の出題趣旨同等以上に出題目的の発表がされてし
かるべきである。なぜなら、受験生のほとんどは、旧試験時代と同様に、予備校等で出題趣旨を推測しながら学習を
進めるため、安易なテクニック等に走ってみたいしかたないのではないかと考えるからである。

また、特に論文式試験においては、受験生自身に学習方針等の見直しを図るという教育的観点から、どの能力が不
足しているのか等の成績通知も発表すべきだと思われる。さらに、短答式試験においては、各科目の8割は知識問
題と思われるため、旧試験の出題形式をまねるだけでは、受験生の能力は図れないと考える。もう少し基本的学識
及び応用能力を図る試験本来の姿に戻していただきたいと考える。最後に口述式試験であるが、司法試験にもぜひ
同試験を課すべきで、受験生にしっかりと基礎的能力が備わっているかを確認するためには、論文式及び口述式試
験の重要性について、再検討すべきだと考える。

・★一般教養は廃止にしてください

受験生の大多数は大学生、大卒で、そこそこ教養はあるはず

法律科目の勉強に全力を注ぐべきでは？

教養というか、常識の無い人は、むしろ、口頭試問で判別してはいかが？

・予備試験と新司法試験の二つの試験に差異はないと思われる。旧司法試験に戻すべき。

・教養科目は、司法試験法1条にいう法曹に必要な知識ではなく、憲法22条違反である。

法科大学院卒でないという身分に対し、不合理な差別をするものであり、憲法14条違反である。相対的に法律科目
の勉強が手薄になり、司法修習生の質の低下の原因となる。

・(1)空調の件ですが、試験監督の方から「この部屋は空調がついていますが、空調の無い他の試験会場との公平性
の観点から、空調をつけないで試験を行います」と、申し訳なさそうなアナウンスがありました。

なぜ、空調の無い試験会場と使用契約を結んでしまったのでしょうか。5月とはいえ、寒い時も暑い時もありますの
で、来年からは、全試験会場を空調設備の整っている場所にして頂きたいと思えます。

(2)今年の新司法試験では、ペットボトルの持ち込み「可」とされていたようです。予備試験でも、試験中に水分補給を
したくなるときがあります。次回からは、予備試験でも、試験中のペットボトルでの水分補給を「可」として頂けませ
んでしょうか。

(3)教養試験を廃止する方向で検討して頂くことはできませんでしょうか。これまでは、旧司法試験の場合、短答式で
合格すれば「努力が報われた」との声が聞こえ、不合格になれば「努力不足だった」等、合否にかかわらず「努力」と
いう共通の言葉が受験生から出てきました。

しかし、予備試験になってからは、短答式に受かって、合格者も「教養に救われた(笑)、ラッキー」との発言をし
たり、不合格者も「ちょっと今年は教養の問題が自分に合わなかった」とか「今年は教養がついてなかったな・・・」等とい
う発言が聞かれ、合格者からも不合格者からも「努力」という言葉が消え、「運」によって左右されているという認識が広
がっています。

しかも、自分の周囲でも、「教養試験は勉強しても効果が出ないから、法律科目しか勉強しない」という意見が多く
聞かれます。

(4)予備試験を廃止すべきと考えるもう一つの理由は、私が法科大学院に在学経験がありますが、その経験に照らし
てみて、法科大学院生の中には、教養試験で1～2割しか得点できないだろうなという方が散見されたことです。

私は、なんとかギリギリ経済的に恵まれて法科大学院を修了できましたが、お金の無い人は教養がないと司法試
験の受験資格が遠のき、お金持ちの子供は教養がなくとも中・下位ローを経由して司法試験の受験資格を容易に得
られるというのは、どこか疑問を感じざるを得ません。

(5)もし、どうしても教養試験を存続させる場合には、短答式試験の足切りラインを法律科目の8割の点数(210×80%
=168点)以下にすべきではないでしょうか。

なぜなら、法律科目で8割取れるが教養がゼロ点の人(168点)や、法律科目で7割とれるが、教養が3割しか取れな
い人(147点+18点=165点)の人は足切りされて、法律科目で6割しか取れないのに教養試験で7割5分とれる人
(126点+45点=171点)は論文試験に進める、という足切りラインを設定するとすれば、最終合格者の「『法曹として
の』質」が低下することは明らかだからです。

仮に、予備試験の配点を新司法試験に直すと、新司の短答は法律科目350点+教養試験100点の合計450点満点
の試験になります。この場合に、法律科目で8割とれるが教養が0点の人(280点)や法律7割で教養3割の人(245点
+30点=275点)の人が足切りされ、法律科目で6割しか取れないのに教養で7割5分の人(210点+75点=285点)の
人が論文の採点をしてもらえる、という足切りラインを設定したとすれば、新司の最終合格者の「『法曹としての』質」
が低下することは、誰からも異論なく明らかだと思います。

(6)短答式試験の結果の発表に合わせて、法務省が「参考資料」として、新司と予備の共通問題について、それぞれ
の「受験者」の平均点を公表して下さっています。

しかし、予備試験の合格者数が適正かどうかを有権者として判断するには、新司の短答式「合格者」と予備の短答
式「合格者」の平均点を比較する必要があります。

したがって、共通問については、「受験者」の平均点だけでなく、それぞれの短答式「合格者」の平均点も公表し
て頂けるよう、法務省に働きかけて頂けませんでしょうか。

(7)教養試験の存続が妥当かについて有権者として適切な判断をするためには、予備試験の受験者区分のうち、「法
科大学院」に該当する者の教養試験の平均点も公表して頂きたいと思えます。

(8)教養試験を廃止して、代わりに、新司の選択科目8科目から短答式の問題を80問出題して20問答えさせる試験を
導入してはどうでしょうか。

法科大学院生は、自分が新司で選択する科目以外の新司選択科目の単位も取得しています。私も、新司で選択す
る予定のない「経済法」「国際私法」「環境法」の単位を取得しています。

予備試験の受験者は、基本7科目以外は、自分が新司で選択する法律科目しか勉強していないため、法科大学院
生と比較して、他の法律分野の素養を自分の案件処理の際に関連付けて広い視野で考える能力が劣っていると思
います。

(9)試験とは関係ありませんが、本アンケートの「予備試験の受験動機」という欄の4つのチェックボックスのいづれに
も当てはまらなかったです。次回からは、「その他」というチェックボックスを新設し、その横に自由記載欄を設けて頂
けたら嬉しいです。

・科目数や合格者数の点で、かなりハードルが高いように思います。一定程度の学力が要求される以上、科目数が多いのは仕方ないと思いますし、幅広い知識があることは望ましいと思いますので、一般教養科目が短答式で問われるのも、ある程度は納得ができます。ただ、一般教養が論文式試験においても問われるのはかなりの負担です。法科大学院卒業者と同程度の学力を試すのであれば、法律科目から出題すれば十分だと思います。また、一般教養科目の英語の出題数がかなり多く、英語ができる人がかなり有利になる気がします。英語だけでこれだけの差をつけるのは適切でないように思えます。合格者数については、もう少し間口を開いてもいいと思います。多様な法曹を増やすために法科大学院を設けたという趣旨に照らしても、予備試験から法曹を目指すための門戸を、もう少し開いてもよいのではないのでしょうか。

・一般教養科目を試験科目とすべきことに疑問がある。社会人が受けることが多い為、もう少し、試験回数を増やすべき。法科大学院生の受験は制限すべきである。(法科大学院に進めない人のための試験であるはずが、ショートカットのための試験になっているように感じるため。)

・受験費が高いと思う

・法科大学院を廃止して旧司法試験のスタイルを復活させるべき

・法律基本科目の試験時間を全体的に長くしてほしい。

・法科大学院既修が法律科目だけで入学させているのに、予備試験で教養がある意味が判らない。大学受験から時間が経っているので英語など忘れてしまった。これでは単なる受験マニアが有利になってしまう。

・若い受験者が多いので、社会人に限定して欲しい。

・新司法試験における予備試験の枠が政策的意図などにより不当に狭くならないようにお願いします。

・一般教養はあまり対策をする人がいないと思うのですが、それだったら代替策をとり入れるようなことがあってもいいと思います。法学以外の学位や資格、語学力が一定以上なら一般教養科目が免除、といったもののほうが、多様な人材をとり入れるという新司法試験やロースクール制度の目的にかなうような気がします。

・新司法試験と一本化すべきである。法科大学院修了を新司の受験資格とはせず、法科大学院はより高度な知識と実務能力の取得を目指す者のみ進学させるべきである。(日本人の大半にとって、金銭面時間面で進学は不可能)

・一般教養をなくしてほしい。

・法科大学院との関係について、合格者数の配分など活発に議論すべきだ。

・一般教養は問題のバランスに偏りがあるのでは？トータルでは多くないが、その割に時間が長過ぎ。その時間ももったいないと感じた。

・ロースクールを廃止して、旧司法試験のような誰でも受験できる資格にして欲しい。

・昨年論文を受けたが、合格者の少なさにあきれた。法科大学院卒と同等レベル試験とうたいながら院卒者あるいは院在学者のほとんどが落ちているのが何よりの証拠。昔の資格制限なき時代に戻してほしい。法科大学院は全く無意味で税金のムダ使い、単なる大学の生き残り、及び文科官僚の天下りのために存在するのは明白である。

・予備試験の制度はいいと思いますが、合格者が少なすぎると思います。学力が伴わない人は新司でどうせ落ちてしまうので、もっと予備で合格者を増やしても問題ないと思います。その機会を増やすためにも、年2回の実施も検討してほしいです。

・一般教養科目の制度は、問題作成者にとっては、公務員等で良いかもしれないが、大学受験の焼き直しのようにあり、社会人に門戸を開くという、司法改革の理念には逆行していると思える。仮にあったとしても、今般の社会的な問題—就活でも問われる—にかえるべきである。

・元の1回の試験形式に(学歴不要で)見直すべきである。(法科大学院も、予備試験も廃止すべき)試験制度が、複雑で難解(かつての旧試、短答試験のパズル形式etc)なものになったのは、人間と社会事体に問題がある。法曹界ばかりをステータスとか社会的地位とかで、世間が、実体と離れて評価しすぎたのだ。弁護士は他人の困りごとがなかったら、食べてはいけない職業なのに、今だに仕事する前に、着手金を請求する。法律家は、本当の意味の教養(弁護士法にもあるとおり)が必要なのに、法律ばかり勉強している(中には、それすら不十分な輩もいるのは周知のとおり)ため、問題の本質が把握できず、問題解決能力もわずかなため、かえって問題を複雑化している。判検事も死ぬまで、官僚ではいられず。やがては在野に戻ることを認識がまるでなく、上から物事をみすぎである。大学法学部もやる気がなく、学生、受験生もやる気がなく、とにかく、合格したいの一点張り。これでは関係する国民が不幸である。一人、予備校ばかりがもうかって、貧民はできの悪い、法的解決を余儀なくされるのはたまったものではない。国民主権であるならば国民一人一人が、今一度、法律の重要性、必要性を深く学ぶべきである。

あの程度の試験で、法科大学院終了とは到底思えない、また法科大学院修了者(三振者)で、予備試験が合格できないというのはなんのための司法試験の勉強なのか？司法研修所では、少しでも良いから、社会研修を義務づけるべきで、当然研修中は自費でやるべきである。お金があつて、できの悪い法律家がふえるのであれば、社会は貧しくなるばかり、法科大学院、予備試験も受験生を今まで以上に予備校に走らせた。(合格したけれど、使えない法律家は有害なだけ)

第1期法科大学院修了者の新司合格率が低くて、約束(?)が違うと関係者に詰めよった受験生は全くもって厚顔無恥な連中ばかりで、できが悪いから合格できなかったまでのこと。体験から思うが今は世の中、法律家以上に法律に詳しい人がたくさんいる。弁護士、判検事逮捕のニュースは、もううんざりです。法律家は使命をもって生きてもらいたい。世の中のみだれは戦後、本質的に機能、責任を果たすべき人が少なくなってきたことに他ならない。人作りこそ最初で最後の仕事、その意味で、試験、試験に追いやる今の世の中は、末期症状である。大宮LSの失敗は象徴的である。「最終的には、心ある法律家の多数の養成、誕生、躍進しかなく、ここに関係者は腐心すべきである。」

・先にも述べたが一般教養の割合が高すぎる。高校の時の履習科目により有利不利が生じるのも不公平ではないか。また、本試験に課されていない口述試験はふようだと思う。

・一般教養科目は必要ないと思います。法科大学院課程修了者と同等の教養を有することを判定するための試験ということですが、内容は大学受験に必要な知識を問うものが多く、法科大学院生が有するものとは、必ずしも一致していないように思います。さらに、前述のように一般教養科目の配当点は他の法律科目と比べて比重が重くなりすぎていると思います。

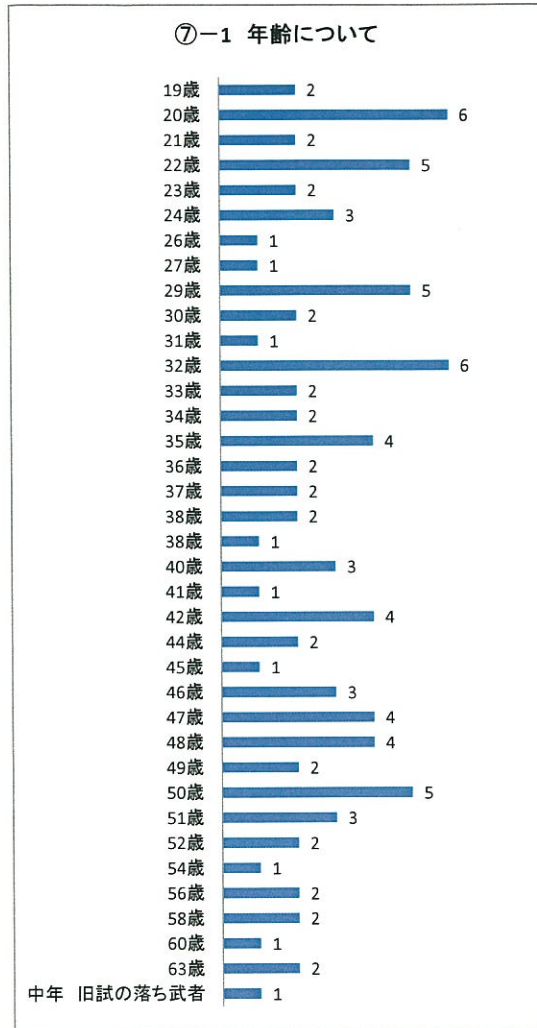
- ・法曹の制度自体がおかしい。時の政治に左右されすぎている。
- ・本試験並みのレベル、本試験並みの合否基準。これなら、予備試験やめて、本試験一本の一発勝負にしたらい。一般教養の問題に明らかに正答が2つある出題ミス？がある。
- ・実際に受験してみて、若い方から年配の方々まで、様々な年齢層の方が受験されていることを実感しました。このように、様々な方に司法の道へのチャンス、機会が開かれているのは大変良いことだと、改めて実感しました。また、費用面で法科大学院に通うことが困難な人にこのような機会、チャンスがあるのは大変嬉しく思います。このような機会、チャンスを継続して開いてもらいたいです。
- ・予備試験は朝から始まるが、受験生は普段夜型で勉強しているので、体調管理(コンディションの維持)に大変だった。
- ・一般教養は各問毎の難易度調査をして欲しい。今年でいえば英語はNo.37とそれ以外は英文の分量がちがすぎ。また、No.30のように一見して答えが出るものもあれば、No.22、35のように解答方針を立ててからでも正解に至るまで、時間を要するものもある。それでいて、同じ配点とは不公平。そもそも一般教養の試験は必要か？現役の弁護士が解けるのか？実務家登用試験なら、不要な科目はなくすべき。
- ・ケータイ電話を鳴らされ、なかなか止めて貰えなかった。これで一問アウトになったかと思うとくやしくて仕方がない。ケータイを持ち込ませないか、鳴らしたら即退場かいずれかにしないと被害者は救われない。1問で不合格になる者もいるハズ！
- ・このコースを拡充して下さい。民主党にもチームがあります。全体の合格者は日弁連や総務省の言う通り減少でいいです。一般教養の論文は不要かも。
- ・司法試験より、難易度が高いのでは？→なんかこれっておかしな制度ですね。
- ・一般教養科目は法曹として必要なものを問うているように見えない。廃止すべきだと思う。
- ・会場を行政書士試験みたく、自己(希望地)選択数校にふやすべきです。関連し、「東京都」ならバランスよくあちこちに。(住所でハンデ、不公平感がある)(試験地のない所に住んでいる受験者は辛い…ホテル代等々)。色々な意味で旧司法試験の方が良いです。図書カードプレゼントが…(笑)
- ・新司法試験と同様の短答試験を実施すべき
- ・一般教養は不要なのでなくすべきです。また、合格者を増やすべきだと思います(新試の合格者のレベルと合わせるために)
- ・その他:弁護士会(一弁、二弁、東弁)には特代選任、後見人、推薦依頼とかでお世話になりました。こんな仕事もやってるんですね。是非この試験制度をより良いものにする為にがんばってください。乱筆ですみません。
- ・論理的思考を問う問題が少ない。一般教養の配点を増やして欲しい。
- ・試験と試験との科目の合い間が、不必要に長い。朝早くから、夕方遅くまで、全体にダラダラしている。もっと短くコンパクトにまとめるべき。
- ・予備試験のレベルが高いため、司法試験を受験したら合格しそうな人が多い。にもかかわらず受験さえできない。過去の司法試験と比べると不公平なものになっている。一般教養は大学卒業者は免除にすべきだと思います。あのレベルの問題は法科大学院を卒業しても解けるとは思えませんし、法科大学院卒業者との間で不公平な要求だと思います。
- ・法科大学院制度を創設しておきながら予備試験を始めたということは、法科大学院制度に問題があるということを一応把握しているのだろうか？だとしたら一刻も早い改善を望む。
- ・予備試験に一般教養は必要あるのでしょうか？私は疑問に思います。また、そもそも法科大学院という制度に対しても疑問を感じております。高い学費を払って、でも卒業の保証はない。中退すれば中途半端な自分と多額の借金が残るだけ。司法改革に騙されたと思います。話しは少し反れましたが、とにかく予備試験の質自体はとてよいと感じます。頑張ります。
- ・試験科目の一般教養科目のポジションに、破・労・知・地方自治などの法律科目を選択科目として、試験に加えるべき。択一と、論文の試験日を新司のようにすべき。休憩時間が少し長いように思える。帰宅時刻が遅くなってもいいので、一時間目を1時間ぐらい遅くしてほしい。試験地を神奈川県にも、設けてほしい。
- ・一般教養は廃止の方向で考えて欲しい。
- ・現在、会社で働いている勤め人ですが、予備試験を合格した後の新司法試験の日程がゴールデンウィーク明けの平日に立て続けにあるのは非常に辛いです。ゴールデンウィーク明けは貯まっていた会社の課題を片づけることが多く、1日の休みはともかく3日の有給を要求されるのは、仕事と試験の両立をするのに非常に困難を感じます。
- ・社会人を優遇(アフターマティブアクション)すべき。現役大学生(法科大学院へ進学予定の)の受験は制限すべきでは…？
- ・一般教養科目試験に関し、社会人として培ってきた教養(国家資格、その他資格)が生かされないことに不満である。たまたま選別され、選択された問題に対し、その教養が判断できるのか疑問である。
- ・法律基本科目全般に時間が短い(旧で全部の科目を実施するにはやむを得ないが、試験の間の休憩時間が長いので、少し試験時間に回したら良いと思います)
- ・合格者数を減らさないで下さい。
- ・私は旧一次合格者であり、(高二のとき合格)外国語は一か国語であったが、必修とされた(外国語和訳、和文外国語訳)、予備試験では外国語を選択せずに済ませることもできるため、旧一次よりも易くなるということもできる。旧司法試験の受験資格のように戻すべきではないか(更には5年以内に3回までの受験しか認めない本試験というのは独国の猿真似もどきであろうか、受験者を何とみているのか、怒りをおぼえる)合格するまで努力する。
- ・新司法試験の日程は長すぎる。有職者の経験はほぼ不可能。可能な仕事があったら紹介してほしいくらい。すべては試験制度そのものの改悪、欠陥によるものなので、即刻、ロースクール、予備試験ともに廃止して、旧司法試験のような試験制度、日程に戻すべき。一般教養科目は不要。

・予備試験が法科大学院の修了者と同等の学識等を有するか否かを判定するものとして一般教養科目が必要か疑問。今年度の司法試験、短答式合格率を見る限り、法科大学院修了者よりも予備試験合格により受験資格を得たの方がはるかに優れている。とすると、予備試験合格者数をもう少し増やすべきではないか。(例えば200名～300名)。または、法科大学院修了者にも予備試験を課すことにより公平性を貫くことも考えるべきではないか。時間的経済的制約から法科大学院へ進学できない社会人、経済的弱者にとって予備試験こそが最後に残された法曹への途である。また多様な人材を確保できるのではないか。もう少し予備試験を拡充していただきたい。

7 経歴等について

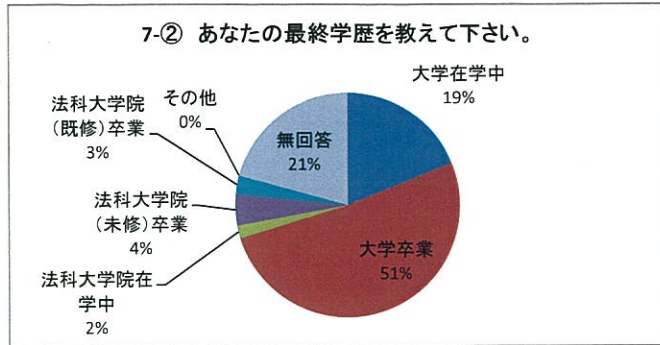
7-① あなたの年齢はいくつですか

19歳	2
20歳	6
21歳	2
22歳	5
23歳	2
24歳	3
26歳	1
27歳	1
29歳	5
30歳	2
31歳	1
32歳	6
33歳	2
34歳	2
35歳	4
36歳	2
37歳	2
38歳	2
38歳	1
40歳	3
41歳	1
42歳	4
44歳	2
45歳	1
46歳	3
47歳	4
48歳	4
49歳	2
50歳	5
51歳	3
52歳	2
54歳	1
56歳	2
58歳	2
60歳	1
63歳	2
中年 旧試の落ち武者	1



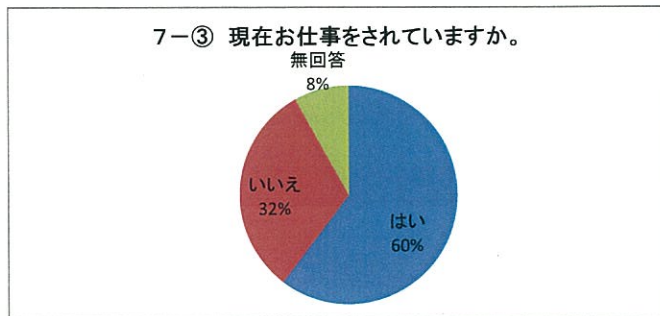
7-② あなたの最終学歴を教えてください。

大学在学中	21
大学卒業	57
法科大学院在学中	2
法科大学院(未修)卒業	5
法科大学院(既修)卒業	3
その他	0
無回答	23



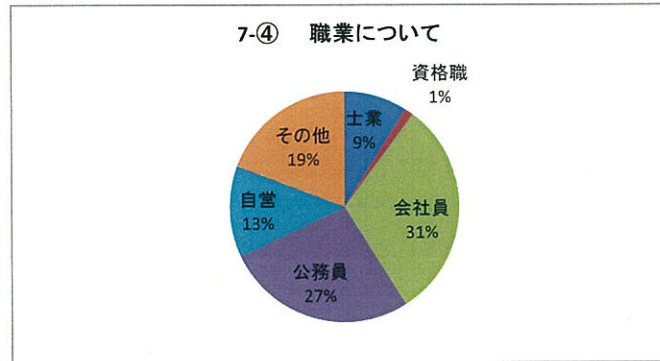
7-③ 現在お仕事をされていますか。

はい	67
いいえ	35
無回答	9



7-④ 職業について

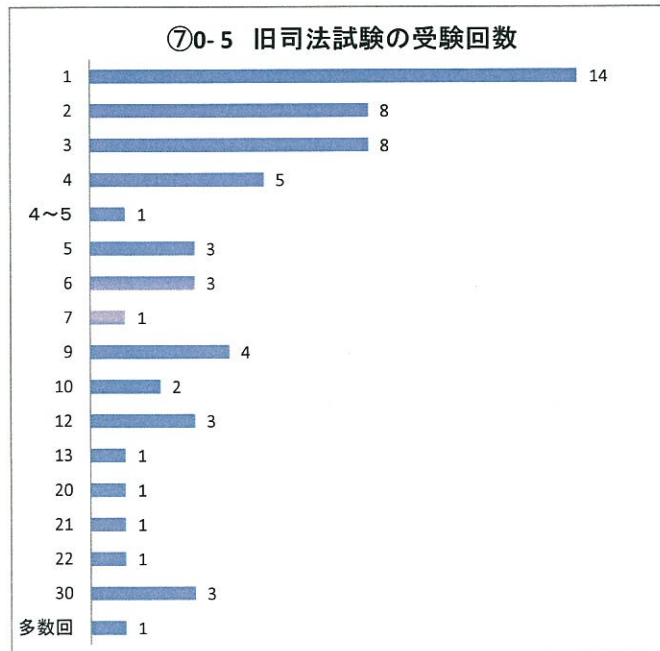
士業	7
資格職	1
会社員	24
公務員	21
自営	10
その他	15



7-⑤

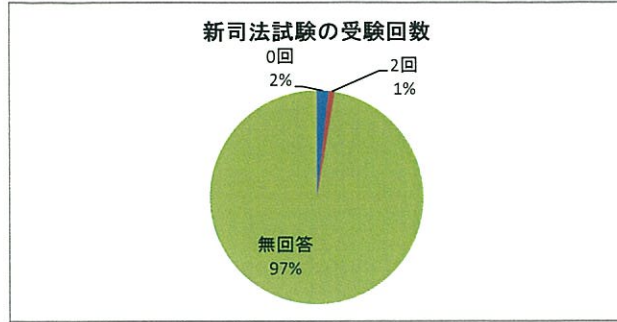
旧司法試験の受験回数

1	14
2	8
3	8
4	5
4~5	1
5	3
6	3
7	1
9	4
10	2
12	3
13	1
20	1
21	1
22	1
30	3
多数回	1



新司法試験の受験回数

0回	2
2回	1
無回答	108



予備試験の受験回数

1回	35
2回	38
無回答	38

